

愛知県住宅供給公社低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県住宅供給公社が発注する建設工事等（以下「工事」という。）及び設計等委託業務のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する工事及び設計等委託業務に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 工事における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を試行する工事を除く競争入札に適用するものとし、最低制限価格制度は、予定価格3千万円未満の競争入札に試行するものとする。

2 設計等委託業務における低入札価格調査制度は、総合評価落札方式を適用する競争入札に試行するものとする。

3 低入札価格調査制度を実施する工事及び設計等委託業務は基準価格を、最低制限価格制度を実施する工事は最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格は、予定価格に、次項及び第3項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 工事における割合の算定は予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が100分の92を超える場合にあっては100分の92とし、100分の75に満たない場合にあっては100分の75とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 設計等委託業務における割合の算定は予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が100分の92を超える場合にあっては100分の92とし、100分の75に満たない場合にあっては100分の75とする。

(1) 直接人件費の額

(2) 特別経費の額

(3) 技術等経費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

4 特別なものについては、前2項の規定にかかわらず100分の92から100分の75の範囲内で適宜の割合とする。

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

第4条 工事及び設計等委託業務における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、予定

価格に、次項及び第3項に基づき算定された割合を乗じて得た額に満たない入札を失格とする基準であり、低入札価格調査制度を適用する工事及び設計委託業務に試行するものとする。

2 工事における割合の算定は予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が100分の92を超える場合にあっては100分の92とし、100分の75に満たない場合にあっては100分の75とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

3 設計等委託業務における割合の算定は予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

- (1) 直接人件費の額
 - (2) 特別経費の額
 - (3) 技術等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (最低制限価格)

第5条 愛知県住宅供給公社財務規程第98条第3項に規定する最低制限価格は、第4条の失格判断基準の算出と同様とし、最低制限価格を下回った場合は失格とする。

(入札の執行)

第6条 経営企画課長は、事前に入札参加資格者へ、当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。なお、低入札価格調査制度を実施する場合において、失格判断基準を設定する場合も同様とする。

2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第7条 工事について前条第2項の入札が行われた場合には、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて次のような内容により、経営企画課長及び主務課長が入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収）
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 労務者の具体的供給見通し
- (6) 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- (7) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- (8) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）

(9) その他必要な事項

2 設計等委託業務について前条第2項の入札が行われた場合には、配置予定の管理技術者、主任担当者、主任技術者又は工事監理者（以下「管理技術者等」という。）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の追加配置が可能か否かについて調査を行うものとする。

(1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。

(2) 愛知県建築局が過去5か年度及び本年度4月1日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。なお同一業種とは、建築設計、設備設計をいう。

なお、追加して配置する担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。

(調査の結果)

第8条 経営企画課長は、前条第1項により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式1及び様式2）により愛知県住宅供給公社契約審査会（以下「契約審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

2 契約審査会は、前項の報告に基づき審査を行った場合、その意見についての審査結果記録（様式3）を付して、低入札価格審査結果通知書（様式4）により経営企画課長へ通知するものとする。

(落札者の決定)

第9条 経営企画課長は、第7条第2項の調査結果又は前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、すみやかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、その他の入札参加者全員に対しその旨（様式5）を通知するものとする。ただし、愛知県住宅供給公社事後審査方式一般競争入札実施要領第8条に規定する落札者決定通知書を通知する場合にあっては、この限りでない。

また、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステムを使用した入札（以下「電子入札」という。）の場合、「愛知県住宅供給公社建設工事等電子入札実施要領」（以下「電子入札要領」という。）によりおこなうものとする。

2 経営企画課長は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合又は第7条第2項に規定する担当技術者を配置できないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は総合評価落札方式における最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

3 前項の規定にかかわらず、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条以降と同様の手続きを行い、落札者を決定するものとする。

4 第2項及び第3項により、次順位者を落札者と決定したときには、次順位者に対して落札者となった旨通知するとともに、その他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。

付 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年 4月1日から施行する。

この要領は、平成22年 4月1日から施行する。

この要領は、平成24年 4月1日から施行する。

この要領は、平成26年 4月1日から施行する。

この要領は、平成26年 7月1日から施行する。

この要領は、平成28年 4月1日から施行する。

この要領は、平成30年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 3年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 4年 4月1日から施行し、令和4年5月1日以降に公告又は指名通知する
案件から適用する。

この要領は、令和 5年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 7年 3月1日から施行する。